

江川流域づくり支援会議（第二期）規約

（名称）

第1条 この会議は、江川流域づくり支援会議（第二期）（以下「支援会議（第二期）」という。）という。

（目的）

第2条 江川流域づくり推進協議会から出された、江川流域づくりの実施に向けての提言に基づき、江川流域における「取組み」の実施内容や進捗状況をもとに、施策の一層の推進を図るための提案を行うことを目的とする。

（検討事項）

第3条 支援会議（第二期）は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- （1）提言に基づく関連施策の事業推進に関する支援に関すること
- （2）専門的立場からの助言に関すること
- （3）提言に基づく関連施策の推進を図るための要望・提案に関すること

（組織）

第4条 支援会議（第二期）の委員は、河川整備に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、県河川砂防課長が任命する。

2 公募による委員については、以下の条件を満たしているものとする。

- 一 満20歳以上で埼玉県内に在住又は通勤、通学していること
- 二 国や地方公共団体の議員又は常勤の公務員でないこと

なお委員任命後、条件を満たさなくなった者は自動的に失職するものとする。

3 支援会議（第二期）は、別紙に掲げる者をもって組織する。

4 委員の任期は、本規約の施行日から原則2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 支援会議（第二期）には座長をおく。座長は、委員のうち、学識経験者の互選により選出する。

6 座長は、組織を改廃する必要があると判断したときは、支援会議（第二期）に諮ってこれを行うことができる。

（報酬等）

第5条 支援会議（第二期）に出席した委員の報酬は、「執行機関の附属機関に関する条例の適用を受ける審議会等の委員報酬の取扱いについて（通知）」に準拠し、また、交通費は「職員の旅費に関する条例」に準拠して、支払うものとする。

（会議）

第6条 支援会議（第二期）は、公開とする。ただし、希少野生動植物種について協議する場合は非公開とすることができる。

- 2 会議の内容はホームページにより原則公表するものとする。
- 3 支援会議（第二期）は必要に応じ座長が召集する。

- 4 座長は委員を代表し、会務を統括する。
- 5 座長に事故あるときは、座長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 支援会議（第二期）は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 7 支援会議（第二期）の運営上必要があると座長が認める場合は、委員以外の関係者の意見を聞くことができるものとする。
- 8 座長は、江川流域づくり推進行政会議の代表者の出席を求めることができるものとする。

（事務局）

第7条 支援会議（第二期）の事務局は、埼玉県県土整備部河川砂防課に主務を置き、桶川市、上尾市、北本市及び鴻巣市はその支援を行う。

附 則

この規約は、平成27年 月 日から施行する。

別紙

江川流域づくり支援会議（第二期） 委員名簿

職名	区分	氏名	所属
	学識経験者	清水 義彦	群馬大学大学院理工学府教授
		田中 規夫	埼玉大学大学院理工学研究科教授
		藤野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科准教授
		堂本 泰章	公益財団法人埼玉県生態系保護協会事務局長
	公募委員	新井 晃	
		小山 富栄	
		坂巻 一男	
		長島 安雄	
		福島 英臣	
		藤波 正	
		宮崎 初夫	
		松本 貴吉	
		山崎 良雄	
		吉田 征人	

(敬称略・順不同)